② 建築（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事）
③ 舗装（舗装工事）
④ 鋼橋上部（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑤ ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑥ しゅんせつ（しゅんせつ工事）
⑦ 機械装置（鋼構造物工事、機械器具設置工事）
⑧ 管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨ 電気（電気工事、鋼構造物工事、電気通信工事、消防施設工事）
⑩ 塗装（塗装工事）
⑪ 造園（造園工事）
⑫ 防水加工（防水工事）
⑬ さく井（さく井工事）
⑭ グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑮ 維持（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）

（測量等）

測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

① 測量
② 土木関係コンサルタント
③ 建築関係コンサルタント
④ 補償関係コンサルタント
⑤ 地質調査

2　申請の時期及び場所

⑴ 定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「定期審査」という。）にあっては、建設工事の申請をする者は、インターネットの使用により令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、測量等の申請をする者は、インターネットの使用により令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

ただし、８⑸①から⑦に掲げる場合の申請及び８⑹に掲げる場合の申請については、令和８年12月１日から令和９年１月15日（郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）の場合は当日消印有効、電子メールの場合は最終日の16時受信分まで有効）までの間に、次に掲げる提出場所に申請書類を郵送又は別記３の送付先に電子メールで送付するものとする。

〒060―8511 北道札幌市北区北８条西２丁目　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311）

⑵ 随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「随時審査」という。）にあっては、令和９年１月16日以降随時、電子メール又は申請者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に掲げる提出場所において持参又は郵送により申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した部局においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１に掲げるものとする。

3　申請の方法

⑴ 申請書の入手方法

① 持参、郵送又は電子メールによる申請者は、次のアドレスにアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）」（以下「申請書」という。）を得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

② インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

③ インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。ただし、パスワードの請求に当たっては、２⑴に掲げるアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量等に係る添付書類）の⑤から⑧までに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする（⑧に掲げる書類については、郵送に代えて２⑴に掲げるアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする）。

［注］

申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、一般競争参加資格申請を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は⑵（測量等に係る添付書類）⑥及び⑦に掲げる書類を省略することができる。

⑵ 申請書の提出方法

ア 持参、郵送又は電子メールによる提出方法　持参、郵送又は電子メールにより申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を各１部提出すること。

（建設工事に係る添付書類）

① 営業所一覧表
② 業態調書
③ 納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号書式（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

④ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

⑤ 申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事区分（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事区分をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表

［注］

⒜ 申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出するこ